

令和5年3月15日

厚生労働省
労働基準局長
鈴木 英二郎 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



令和6年度予算・政策に関する要望書

2019年4月施行の「働き方改革法」においては勤務間インターバル確保を事業主の努力義務とし、あわせて改正「労働時間等設定改善指針」では深夜業の回数を労使の協議事項と位置づけるなど、労働者の働き過ぎの防止と健康の確保に向けて着実な歩みが進められているものと認識しております。

しかしながら、夜勤を含む交代制勤務に従事する労働者の健康の確保については現状では関係法令による特段の基準が示されていません。看護職員の多くが夜勤を含む交代制勤務に従事していますが、その健康に最も影響を与えるのが夜勤・交代制勤務です。不規則な勤務による生体リズムの乱れが不眠につながり、疲労回復を妨げることで、身体的、精神的な不調を引き起こすと指摘されています。さらにこのような勤務体制と家庭生活との両立困難が離職理由となることも多く、看護マンパワー確保の障壁の一つとなってきました。

そこで、新たな「脳・心臓疾患の労災認定基準」(2021年9月15日適用)が示す「負荷要因」である「勤務時間の不規則性」に着目して、深夜業を含む交代制勤務に従事する労働者の健康確保対策について検討し、労働時間等設定改善指針の改正によって負担軽減の取組みの方向性を示す必要があります。

以上により、令和6年度予算案等の編成並びに政策推進にあたっては、特に以下の事項につきまして格別のご高配を賜りますよう要望いたします。

要 望 事 項

- 労働時間等設定改善指針の改正

労働時間等設定改善指針の改正

● 新たな「脳・心臓疾患の労災認定基準」(2021年9月15日適用)が示す「負荷要因」である「勤務時間の不規則性」に着目して、深夜業を含む交代制勤務に従事する労働者の健康確保対策について検討し、以下の項目について労働時間等設定改善指針に追加されたい。

- 勤務間インターバルの確保(勤務間インターバル11時間以上、1回の夜勤後おおむね24時間以上、2回連続夜勤後おおむね48時間以上の休息確保)
- 仮眠の確保、仮眠環境の整備(仮眠室(個室)を確保)
- 長時間夜勤の回避(1回の夜勤の長さは13時間以内)

※「看護職の夜勤交代制勤務に関するガイドライン」(日本看護協会)

(1) 勤務時間の不規則性に着目した新たな指針が必要

労働者災害補償保険法に基づく脳・心臓疾患による労災認定基準（2021年9月15日適用）

「業務の過重性」の要素

- (ア) 労働時間
- (イ) 勤務時間の不規則性**
- (ウ) 事業場外における移動を伴う業務
- (エ) 心理的負荷を伴う業務
- (オ) 身体的負荷を伴う業務
- (カ) 作業環境

- 拘束時間の長い勤務
- 休日のない連続勤務
- **勤務間インターバルが短い勤務**
- **不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務**

【負荷評価の観点】

おおむね**11時間未満の勤務の有無**、時間数、頻度、連続性等

交替制勤務における**予定された始業・終業時刻のばらつきの程度**、勤務のために**夜間に十分な睡眠がとれない程度**（勤務の時間帯や深夜時間帯の勤務の頻度・連続性）、一勤務中の**休憩の時間数及び回数**、**休憩や仮眠施設**の状況（広さ、空調、騒音等）

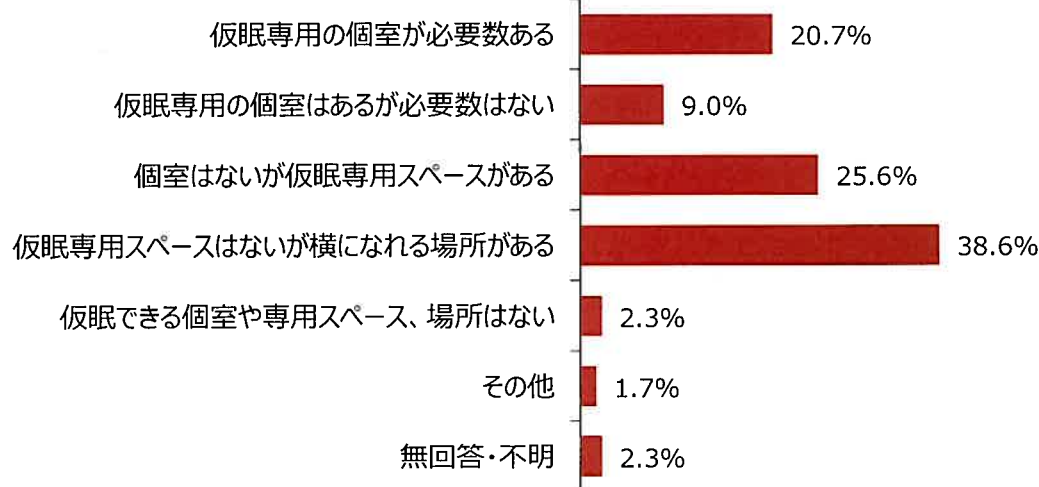
(2) 看護職員の夜勤環境～短いインターバル、不十分な仮眠施設

【図1】最も短い勤務間インターバル（R2年6月実績）



【出典】令和2年度医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究（厚生労働省）～医療機関アンケート調査結果（看護職員調査）

【図2】看護職員の仮眠環境（病院）



【出典】2019年 病院および有床診療所における看護実態調査（日本看護協会）